

## 福井地裁判決を受け、満席の大阪地裁・大法廷は熱気に溢れる

原告弁護団は、重大事故対策の欠陥、破砕帯問題について陳述  
報告・交流会で、佐賀での避難計画問題に関する取り組みを共有



次回第11回法廷は9月12日(金) 14:30～

6月4日14時半より約30分、国を相手とする大飯原発運転停止を求める裁判の第10回法廷が、大阪地裁202号大法廷にて開かれました。この日は、5月21日の福井地裁判決後の初めての法廷でした。原告・支援者は、判決を受け、多くの人がこの判決を支持し、判決をこの大阪地裁の裁判にも活かしていこう、再稼働反対の意気を大阪地裁の裁判官に示そうと、積極的に傍聴を呼びかけてきました。



法廷後の報告・交流会

当日は、原告・支援者がぞくぞくと人が集まり、91名の傍聴席では入りきれなくなりました。急遽、折りたたみ椅子が出される等して柵の内側に30名以上が入り、ぎゅうぎゅう詰めの法廷は熱気に溢れました。少し遅れてきた数名の方は法廷に入れなかった様子でした。

法廷に先立ち、国は5月29日に第5準備書面(6月4日付)を提出しました。書面では、設置許可基準規則の一般的説明、制御棒挿入性に関する反論等を行っています。一方、原告は6月3日に準備書面(6)を提出しました。この中で、重大事故対策の欠陥とF-6破砕帯問題についての主張を行いました。

法廷では冒頭、裁判長が双方の書面を確認。続けて、原告弁護団が、準備書面(6)の要旨を陳述しました。

### ◆新基準は福島で起こっている汚染水問題を想定していない

まず、高山巖弁護士が、重大事故対策の欠陥について陳述しました。第一に、新しい設置許可基準規則が、福島で現に起こっている汚染水問題を全く想定しおらず、基準として備えるべき機能を有していないこと。このような規則では、「福島原発事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさない」と謳った原子力規制委員会の組織理念に反するだけでなく、およそ人の生命、身体、財産の安全を図る機能を有していません。高山弁護士は「基準違反以前の問題として、国は運転停止命令を出すべき」と強く主張しました。

第二に、関電の重大事故対策は新しい設置許可基準にすら適合していないこと。関電は、重大事故時、炉心が損傷した時点で、原子炉容器への注水を諦め、炉心が格納容器へ落下することを前提とした対応をとっています。しかし、新基準(設置許可基準規則37条)は、炉心の格納容器への落下を遅延、防止するため、原子炉容器へ注水する手順を整備することを求めています。また、設置許可基準規則51条では、炉心が格納容器に落下した場合に備えて、格納容器の下部に注水する設備を設置することを求めています。しかし、関電は、下部に水を溜める方法として、何らの設備も設けず、壁や隙間づたいで水を落とすという対応しかとっていません。高山

弁護士は、「設置許可基準規則が求める手順等の整備等がなされていない以上、看過することは許されません。国が停止命令を出すべき事態であることは明らか」と厳しく訴えました。

#### ◆福井地裁判決は、関電の調査能力の低さや調査自体の杜撰さを指弾している

F-6 破砕帯と台場浜の破砕帯の問題については、谷次郎弁護士が陳述しました。国の第5 準備書面では、F-6 破砕帯問題に関して、国の有識者会合で結論が出ており、規制委員会も了承しているから、原告の主張は根拠が無いとしています。これに対して、谷弁護士は、この評価書には様々な問題があるとして、2 点を指摘しました。

第一に、F-6 破砕帯が活断層（将来活動する可能性のある断層等）ではないという評価そのものに疑問があること。谷弁護士は、調査内容、新F-6 破砕帯が一続きの破砕帯であるとした判断の妥当性、新F-6 破砕帯の活動性についての判断の妥当性の観点から、問題点を指摘。今回、原告は福井地裁判決を証拠として提出しました。「この判決には、関電の調査能力の低さや調査自体の杜撰さを指弾する内容が含まれている」とし、ぜひ注目してほしいと訴えました。

第二に、敷地北方にある台場浜トレンチ内の破砕帯は「将来活動する可能性のある断層等」であるとの結論になっていますが、それ以上の検討がなされていないこと。台場浜トレンチ内の破砕帯は、耐震重要施設である非常用取水路の近傍にあります。新基準では、「将来活動する可能性のある断層等」が重要施設の直下になくても、近傍にある場合は、施設が重大な影響を受けないこと等について安全側に評価しなければなりません。谷弁護士は、「何の検討も無いまま、規制委員会は、大飯原発敷地内破砕帯については、課題はクリアされているとの結論に達しています。これは新基準（設置許可基準規則3 条）違反です」と厳しく主張しました。

続いて、裁判長は今後の進行について尋ねました。国は、「昨日書面を受け取ったばかりでよく検討できていないが、原告準備書面（6）で問題とされている規則に関し、検討して説明したい」と。原告も主張を追加すると述べました。裁判長は、原告に対し、「国の今回の書面では、制御棒の問題について、わりと具体的に言ってもらっているので、それを踏まえて主張を整理するのであればしてほしい」と求めました。

今回は9 月12 日14 時30 分となり、双方、9 月5 日までに準備書面を提出することになりました。

#### ◆これまでの主張を維持しながら、福井地裁判決を活かしていく

法廷後、大阪弁護士会館にて、報告・交流会を行いました。80 名以上が参加し、活発な議論がなされました。

まず、高山弁護士、谷弁護士、冠木弁護士、武村弁護士が、法廷の内容等について解説されました。福井地裁判決との関連については、武村弁護士が、基準に違反しているというこれまでの主張を基本的に維持しながら、今回、汚染水問題で、今の基準では対応できないという論点を盛り込んだように、福井地裁判決を活かしながら裁判を組み立てていきたいと話されました。福島原発における汚染水問題の実態については、小山原告団共同代表が報告しました。

#### ◆佐賀県内全自治体を訪問 避難計画が成り立たない実態を明らかに

今回は、ゲストに「玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会」の石丸初美代表をお迎えしました。佐賀県の避難計画では、玄海原発30 km 圏内の3 市町の住民は、県内その他の全ての17 市町に振り分けられ、避難することになっています。石丸さんは、4 月初めより

これらの自治体全てを回ったということで、その報告を中心に、過密避難、スクリーニング、要援護者、避難シミュレーションの問題等々、佐賀の避難計画の問題について話されました。

佐賀県は全て県内避難となっているため、避難先がぎゅうぎゅう詰め状態になっています。例えば、県内の最南端にある太良町では、人口9838人の所に伊万里市民7644人と、町の人口の78%もの人々が避難してくるようになってきています。訪問した時、太良町の担当者は、「桁が違うのでは？」と驚いていたということです。収容可能人数は、県内全て、施設の基礎面積に対し、一人2平米（畳1.2枚分）で出しています。国連難民高等弁務官事務所の規定では、緊急時の初期でも、難民一人あたり3.5平米を確保すべきとされていますが、これをはるかに下回っています。さらに、半分からいの所は、階段や事務所なども基礎面積に含めていました。

宍岐市避難計画図



宍岐市「原子力防災のしおり」より

石丸さんは、玄海原発周辺は島が多いということで、島の避難計画の問題点についても紹介されました。例えば、長崎県の宍岐では、島の真ん中辺りに30km圏の線が通り、避難の通報があった時は、島内の30km圏外に避難するというあまりにもひどい計画が立てられています。

要援護者の入所施設の避難については、それぞれ任せにされているということです。玄海原発から3kmにある老人ホームでは、一昨年を訪ねた時、100人の入所者に対し車椅子を載せられる車は2台しかありませんでした。昨年訪ねた時は、屋内退避のための工事が行われており、屋内退避の際に水や物資を待つ訓練が行われていました。

今回の県内自治体回りでは、最初の申し入れの際、2週間後を質問・要望書の回答期限とし、「直接回答の内容が聞きたいので1～2時間ください」と話して、全部、回答を受け取りに回ったということでした。石丸さんは、自治体回りをし、各自治体の公民館や学校が避難先として記されているのを見てもらうことで、当事者意識をもってもら

ることができたのはよかったと話されました。

また、質問・要望書では必ず、まともな避難計画ができない間は、再稼働は認められないと知事に言うように要望しているとのことでした。要望に対し、太良町は、「住民の安心、安全が再重要であるので、その保障が確保されない間は、再稼働は認められないと考える」とすばらしい文書回答をしていることが紹介されました。

石丸さんは、川内原発の再稼働が狙われているが、みんなで一緒に動かされようとしているところを一つ一つ止めていきたい、命が大事、安心して暮らせる世の中にしていきたいと強調されました。

#### ◆避難計画の問題など各地での取り組みを強めていこう

関西からは、兵庫県内の受け入れ先自治体回りの状況について、精力的に申し入れ活動を行っている原告・支援者より、報告がなされました。具体的に話をしていくことで、市町と避難計画の問題点が共有でき、真剣に一緒に考え、県に働きかけていこうという雰囲気ができています。再稼働を止めるために非常に有効な運動になっていることが紹介されました。

川内原発の隣接市のいちき串木野市で行われている全戸別訪問署名活動に参加した原告から、報告と現地の取り組みに対するカンパの呼びかけがありました。

最後に、司会から、「福井地裁判決をよく読むと、技術的な点を突きつめていったから、あのよ  
うな判決が出たと感じる。運動としては、原発と命は比較できないということを強調して行って  
いきたいが、裁判長がよい判決を下すには、技術的にどのような問題があるのか示していくこと  
が必要。今後も傍聴席をいっぱいにして続けていかなければなりません。玄海や様々なところで行  
われている裁判と協力して頑張っていきたい」と力強い訴えがありました。また、裁判へのカン  
パ・支援の願いがありました。佐賀の活発な取り組みと避難計画の困難な実態を知り、今後の  
関西の運動に活かしていこうと意気の上がる報告・交流会となりました。各地での取り組みを強  
め、次回法廷も満席にしていきたいと思います。

**★国相手の大飯原発運転停止を求める裁判 第11回法廷**  
9月12日（金）14時30分～ 大阪地裁202号法廷

**★カンパのご協力をお願いします。**

カンパの送り先

郵便振込 00920-4-202185 おおい原発止めよう裁判の会

2014年6月10日

おおい原発止めよう裁判の会 事務局